

一般社団法人サイエンスエデュケーションラボ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人サイエンスエデュケーションラボと称する。

2 当法人の名称の英文における表示は、Science Education Lab.とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、科学と社会の発展と課題解決に貢献し、科学研究を支える世論の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 専門家と市民による研究活動
2. 科学研究の成果の情報発信と社会への還元
3. 科学に関する各種イベントの企画・運営
4. 科学館の運営をはじめとする、科学と触れ合う社会教育と生涯学習の機会と場の創出
5. 旅行業
6. 科学への関心を高めるグッズや理解を深める教材・書籍等の開発と販売
7. 科学教育及び科学コミュニケーションの発展のための人材育成と担い手のネットワーク形成
8. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業及び前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 社員は、当法人の事業に賛同する個人又は関連団体であって、次条の規定により入社した者とする。

(社員の資格取得)

第6条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、任意の書式で届け出ることにより、任意に退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第10条 前2条の他、社員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

1. 第7条の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 会員

(種別)

第12条 当法人の会員は、次の4種とする。

1. 一般会員
当法人の理念・目的に賛同し、入会した個人、法人

2. 賛助会員（個人）

当法人の事業を援助するために入会した個人

3. 賛助会員（法人・団体）

当法人の事業を援助するために入会した法人、団体

4. ボランティア会員

当法人の理念・目的に賛同し、サポートをするために入会した個人

（入会）

第13条 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

第14条 会員は、第42条に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第15条 会員は、別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

（除名）

第16条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格の喪失）

第17条 前2条の他、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

1. 第14条の支払い義務を6ヶ月以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第18条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第5章 社員総会

（権限）

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 会員の除名
5. 計算書類等の承認
6. 定款の変更
7. 解散及び残余財産の処分
8. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類)

第20条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第21条 定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故がある場合は、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数の社員が出席し、出席した該当社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 1. 社員の除名
 2. 定款の変更
 3. 解散

4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

理事2名以上10名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(役員を選任)

第28条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常任理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第32条 理事は、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から支給を受けることができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

2 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から、令和3年3月末日までとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

1. 事業報告書及びその附属明細書
 2. 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 前3項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告方法)

第37条 当法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附則

(設立時の理事及び代表理事)

第38条 当法人の設立時理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 羽村 太雅、宮本 千尋

設立時代表理事 羽村 太雅

(設立時の社員)

第39条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

千葉県松戸市新松戸7丁目106番地の3

羽村 太雅

設立時社員

東京都足立区綾瀬三丁目27番11-701号

宮本 千尋

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(事務局)

第41条 当法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長には、理事の過半数の同意を得て、理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

(会費)

第42条 当法人の会員は、以下の入会金、年会費を支払うものとする。

一般会員 : 入会金 1,000 円、年会費 5,000 円

賛助会員 (個人) : 入会金 0 円、年会費 一口 15,000 円

賛助会員 (法人・団体) : 入会金 0 円、年会費 一口 50,000 円

ボランティア会員 : 入会金 0 円、年会費 0 円

以上、一般社団法人サイエンスエデュケーションラボの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年9月15日

設立時社員 羽村 太雅

設立時社員 宮本 千尋